# 使用料改定のお知らせ

他の施設の料金など詳しくはこちら

**Q１　いつからですか？**

A１　**令和8年4月1日**です。

**Q２　対象の施設はどこですか？**

A２　次の施設です。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 立山市民運動場 | 長崎市営ソフトボール場 | 東望山運動場 | 長崎東公園運動場 |
| 田中町ソフトボール場 | 香焼総合公園運動場 | 元宮公園運動場 | 外海総合公園運動場 |
| 岳路運動公園運動場 | 琴海北部運動公園運動場 | 琴海中部運動公園運動場 | 琴海南部運動公園運動場 |

**Q３　金額はどうかわりますか？**

A３　（施設の料金）

| 改正前（現在） | 改正後 |
|---|---|
| **2時間**　356円 | **1時間**　350円 |

（夜間照明設備の料金）

| 改正前（現在） | 改正後 |
|---|---|
| **2時間**　1,927円 | **1時間**　1,240円 |

※現在は2時間単位での予約・利用ですが、改正後は1時間単位での予約・利用が可能になります。

**Q４　なぜ使用料をあげるのですか？**

A４　原則として、有料施設の維持管理に必要な費用（コスト）は、受益者（利用者）の使用料で賄うこととしておりますが、現在は施設の維持管理に必要な費用（コスト）を使用料で賄うことができず、不足する費用は市民の税金で補ってます。そのため、**受益者（利用者）による負担の原則**に基づき、使用料の改正を行います。**皆様のご理解をお願い申し上げます。**

令和6年度の実績で見ると、、、

施設の維持の費用（コスト）37,847千円
（人件費、修理費、委託費、電気代等）

赤字（不足額）35,498千円
（税金による補てん）

使用料収入2,349千円
（利用件数2,860件）

改定により、赤字部分の一部を利用者（受益者）にご負担いただきます。

**受益者による負担の原則とは？**

『**税金から補う**』ということは、施設を使わない人を含めた**すべての市民で負担する**ということです。
**施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保**（左図の黄色と赤色の割合を是正）するために使用料を改定いたします。

（問い合わせ先）長崎市土木総務課
☎　095-829-1162（直通）